

改正その 1

○注文書・注文請書用紙に表題を付けました。

表題は、工事下請注文書です。

改正その 2

○注文書・注文請書用紙に、新たに個別工事下請契約約款付きの新しい用紙
工事下請注文書（注文書・注文請書・注文（控）・個別工事下請契約約款付
き）を作りました。

改正その 3

○注文書・注文請書用紙に保証人欄を設けました。

改正その 4

○注文書・注文書請書用紙の履行遅滞の遅延利息欄と過払の返還利息欄は、
空欄になっています。使用する際に手書きで記入する方法にしました。用
紙を販売する際、1冊ずつ、その時々に応じ下記の1枚を差し込みします。

お 願 い

この度は、工事下請注文書用紙をお買い上げ頂きまして、ありがとうございました。

誠に恐れ入りますが、注文書用紙のなかの“遅延利息”“返還利息”の%欄は 3.1 とご記入下さい。

利息の率は、下記の財務省告示を参考としています。

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の
率を定める財務省告示の変遷

	8.25 %
	↓
平成 15 年 4 月 1 日	3.6 %
18 年 4 月 1 日	3.4
20 年 4 月 1 日	3.7
21 年 4 月 1 日	3.6
22 年 4 月 1 日	3.3
23 年 4 月 1 日	3.1

改正その5

○契約約款の“甲”及び“乙”をすべて“元請負人”及び“下請負人”に改めました。

そのほか、契約約款の改正の主なものは次のとおりです。

(註) この契約約款は、個別工事下請契約約款（全文1条～47条）の例です。

工事下請基本契約約款（全文1条～49条）と2条のズレがありますが、両者はまったく同じと考えて下さい。工事下請基本契約約款でみる場合は、2条足して、例えば個別が20条だったら基本は22条になります。

(権利義務の譲渡)

¹²
第5条 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約より生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

2元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物並びに検査済の工事材料及び建築設備の機器(いずれも製造工場等にある製品を含む。以下同じ。)を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(監督員)

¹⁶
第8条 元請負人は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を下請負人に通知する。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく元請負人の権限とされる事項のうち、元請負人が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 契約の履行についての下請負人又は下請負人の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は下請負人が作成したこれらの図書の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

3 元請負人は、監督員にこの約款に基づく元請負人の権限の一部を委任したときはその委任した権限の内容を、二名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、書面をもって下請負人に通知する。

4 元請負人が第一項の監督員を定めないときは、この約款に定められた監督員の権限は、元請負人が行う。

(現場代理人及び主任技術者)

第19条 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この約款に基づく下請負人の一切の権限(請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、工事関係者に関する措置請求並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使する。ただし、現場代理人の権限については、工事請負人が特別委任し、又は制限したときは、元請負人の承諾を要する。

2 元請負人は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、元請負人との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

3 主任技術者は工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる。

4 現場代理人と主任技術者はこれを兼ねることができる。

(立会い)

第22条 下請負人は、調合を要する工事材料については、監督員の立会いを受けて調合し、又は見本検査に合格したものを使用する。

2 下請負人は、水中の工事又は地下に埋設する工事その他施工後外面から明視することができない工事については、監督員の立会いを受けて施工する。

3 監督員は下請負人から前二項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。

(検査及び引渡し)

第34条 下請負人は、工事を完成したときは、その旨を書面をもって元請負人に通知する。

2 元請負人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく下請負人の立会いの上工事の完成の確認をするための検査を行う。この場合、元請負人は、当該検査の結果を書面をもって下請負人に通知する。

3 元請負人は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、下請負人が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。

4 元請負人は、下請負人が前項の申し出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、下請負人は、直ちにその引き渡しをする。

5 下請負人は、工事が第2項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを修補して元請負人の検査を受ける。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を準用する。

6 下請負人が第3項の引渡しを申し出たにもかかわらず元請負人が受けないときは、引渡しまでに要する費用は元請負人が負担する。

(部分使用)

第35条 元請負人は、前条3項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を下請負人の同意を得て使用することができる。

2 前項の場合において、元請負人は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用する。

3 元請負人は、第1項の規定による使用により、下請負人に損害を及ぼし、又は下請負人の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担する。この場合における賠償額又は負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

第44条(下請負人の解除権) --- 暴力団の排除条項

五 下請負人が以下の一にあたる時。

イ 役員等(下請負人が個人である場合にはその者を、下請負人が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第45条(元請負人の解除権) --- 暴力団の排除条項

五 元請負人が以下の一にあたる時。

イ 役員等(元請負人が個人である場合にはその者を、元請負人が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

参考その1

注文書及び請書による契約の締結について

〔 平成 12 年 6 月 29 日付け建設省経建発第 132 号
建設省建設経済局建設業課長通知（各都道府県主務部局長宛て） 〕

建設業法(以下「法」という。)第 19 条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第 1 項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

しかしながら、建設業者間の実際の取引現場においては、注文書及び請書の形態により請書契約が締結されている場合が多いことを踏まえ、この度、注文書及び請書の形態による請負契約にかかる法第 19 条との関係について下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、十分ご留意の上事務処理に当たられますようお願いします。

また、貴管下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう、併せてお願いします。

記

1 注文書・請書による請負契約を締結する場合において、次の(1)または(2)の区分に従い、それぞれ各号のすべての要件を満たすときは、法第 19 条第 1 項の規定に違反しないものであること。

(1) 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合

- ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
- ② 注文書及び請書には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

(2) 注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載すること。
- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

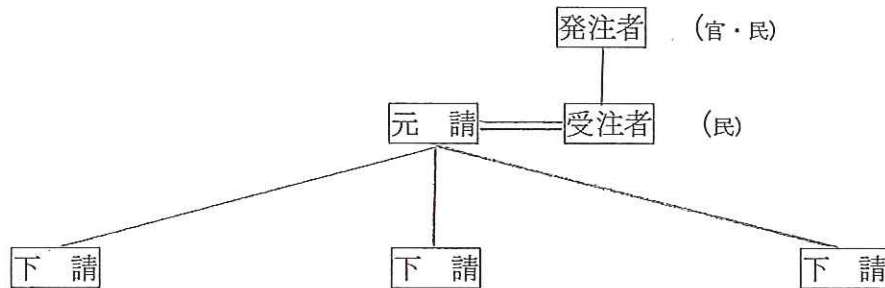
2 注文書・請書による請負契約を変更する場合において、当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみであるときは、次によることができる。

- ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
- ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合には、当該事項の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。

参考その2

元請と下請の工事請負契約書の経緯について



元請と下請の工事請負契約書は

- 1、「注文書・注文請書・注文書（控）」の3枚一組の形をとっています。
昭和52年に制定しました。当時、制定するにあたって、全国の建設会社の元請と下請の工事請負契約の実態調査をしたところ、そのほとんどが、注文書・注文請書という形でしたので、この形がずっと踏襲されて現在に至っています。（以下、「注文書」と略します。）。
- 2、注文書の用紙には契約約款が付いていないので、そのままでは元請と下請の工事請負契約書にはなりません。そこで契約約款を注文書に付ける方法として、次の二通りの方法が考え出されました。
 - ①工事下請基本契約書・工事下請基本契約約款方式です。（以下「基本方式」と略します。）。
 - ②個別工事下請契約約款方式です。以下、「個別方式」と略します。）。
- 3、①の基本方式は、元請と下請が、全文49条から成る工事下請基本契約約款がセットされた工事下請基本契約書を取り交わす方式です。この契約の有効期間は1年です。元請と下請との間で、全文49条の契約約款が1年間約束されたということです。
従って、注文書と注文請書を交わすことで、その都度、何回でも元請と下請の工事請負契約書となることです。ただ、基本方式は有効期間が1年ですので、毎年、新たに契約を取り交わさなければなりませんし、そのための収入印紙代が8千円（2×4千円）かかることです。
- 4、②の個別方式は、注文書と注文請書を交わす際に、その都度、別途購入した個別工事下請契約約款を注文書と注文請書の裏に貼る方法です。この方法ですと、毎回、貼る手間がかかりますが、工事下請基本契約書を交わしませんので、前記の収入印紙代は不要となります。

- 5、収入印紙代の話しが出ましたので、ついでに申しますと、この注文書による請負契約では、請負契約金額に応じた収入印紙を貼りますが、貼るのは、注文請書の一つだけで済むという利点があります。注文書には収入印紙欄がありません。普通の請負契約書は発注者と受注者が各1通保持しますので、二つの収入印紙が必要となります。
- 6、基本方式、個別方式、どちらの方法でやるかは、会社の考え方次第です。
- 7、昨今、特に官発注の工事では、元請・下請契約の適正化の観点からその契約内容が厳しく問われています。二次下請、三次下請など最末端までの契約書が調査の対象となっています。国交省の出先機関では、通称、“施工体制Gメン”が、国交省工事の請負会社に対して、全国的に立ち入り調査、報告聴取を実施しています。そのなかで、ある県で立ち入り調査対象となった建設会社ですが、国交省の出先機関が、元請と下請の工事請負契約は、本件注文書と約款に準拠してやるようにとの指示があったと聞いています。別添の「参考その1」建設省通達を参照して下さい。
- 8、以上のとおりですが、各都道府県協会におかれましても、今後、元請と下請の請負契約につきまして、コンプライアンスの観点からも、会員企業へのご指導と本件注文書の普及をお願いする次第です。

まだ、注文書を取り扱っていない協会におかれましては、これを機に扱ってくださいますようお願い申し上げます。